

橿原市指令第1522号  
平成29年 9月20日

京都市伏見区南寝小屋町91番地  
安田産業株式会社  
代表取締役 安田 奉春 様

橿原市長 森下 豊



一般廃棄物処理業許可証

平成29年2月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可(更新)については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第7条第6項の規定により、下記条  
件を付して許可します。

記

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 許可の種類 | 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）収集運搬業 |
| 2 許可の区域 | 橿原市内                      |
| 3 許可の期間 | 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで   |
| 4 許可の条件 | 裏面のとおり                    |

(備考) 旧本社所在地：京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地  
平成29年8月15日付本社所在地変更

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日  
から起算して3か月以内に、橿原市長に対して審査請求をすることができます  
(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつ  
ても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることが  
できなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請  
求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同  
じ。)の翌日から起算して6か月以内に、橿原市を被告として(訴訟において橿  
原市を代表する者は橿原市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起するこ  
とができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か  
月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対す  
る裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す  
ることができなくなります。)

- ① 許可車両  
京都100は3192、京都100あ4278
- ② 市内で発生する一般廃棄物は、事業系一般廃棄物に限り取り扱うこと。
- ③ 市が定める一般廃棄物処理計画に適合する方法により、廃棄物を処理すること。
- ④ 許可の申請において、写真及び自動車検査証の写しを市長に提出した車両のみを使用車両とすること。やむを得ない事情により、その他の車両を使用して収集又は運搬を行うときは、代車等使用届出書（様式第2号）に、当該車両の写真及び自動車検査証の写しを添えて提出すること。
- ⑤ 市の許可表示（様式第3号）を使用車両の見やすい位置に表示すること。
- ⑥ 一般廃棄物の収集、運搬及び処理施設への搬入は、市が別に定める方法で実施すること。
- ⑦ 市が許可業者の搬入する一般廃棄物について実施する検査に協力すること。